

平成 25 年 10 月 5 日  
公告 H25-10-03-01

参加者各位

そよかぜネットワーク OB  
ウィキ管理者  
亀山茂則

## 公告

以下の架空鉄道三社について、平成 25 年 7 月 31 日を起算とし二箇月を超えたため、規約第三十五条により、以下の通り公告する。

### 記

1. 該当社  
以下の三社を対象とする。  
ア. 株式会社新垣電鉄  
イ. 大都鉄道株式会社静川支社  
ウ. 仙台急行電鉄株式会社
2. 経過措置期間  
以下の期間を経過措置期間として定め、異議および撤回を申し受ける。  
平成 25 年 10 月 5 日から平成 25 年 10 月 11 日
3. 経過措置区間超過後の取り扱い  
規約第三十五条に則り、既存他事業者へ委譲するものとする。
4. この件に関する連絡先  
ウィキ管理者 亀山茂則  
k\_sige\_k@hotmail.co.jp(返信時間 日本標準時 07:00~21:00)

以上